

総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加とともに、中小事業所における高い離職率は深刻であり、低水準で過酷な労働条件を強いる「使い捨て」問題、180万人に及ぶフリーターや63万人のニートが存在するなど厳しい状況が続いています。

若者の労働環境の改善は、少子化に歯どめをかけるためにも極めて重要であり、政府においては「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」を設置するなど、積極的な対策を講じているところです。しかし、各事業の取り組みにおいて、必ずしも関係機関の有機的な連携が図られていない現状があります。

安倍政権における経済対策により、新卒者の内定状況も好転し、企業が賃金上昇に取り組むなど、明るい兆候も見え始めており、若者の雇用対策を総合的かつ体系的に推進するため、政府において下記の対策を講じるよう要望します。

記

- 1 若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策新法を制定し、若者本人を支える家庭、学校、地域、国・地方の行政の責務を明確にし、緊密に連携して支援を行える枠組みを整備すること。
- 2 「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。
- 3 大学生等の就職支援施設「新卒応援ハローワーク」における取り組みを強化すること。
- 4 若者が主体的に職業選択・キャリア形成ができるよう、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。
- 5 ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう地域若者サポートステーションの機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

鳥取市議会議長 湯 口 史 章

内閣総理大臣
厚生労働大臣 様
文部科学大臣